



神奈川県

KANAGAWA

男性にも

DV相談窓口が
あります

DVは女性が被害者とはかぎりません



ドメスティック・バイオレンス(DV)に悩む男性へ



これも暴力なのです	2
絶対に暴力は許されません	3
暴力の実態や影響は？	4
悩んでいるあなたへ	6
配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）とは？	7
相談窓口のご案内	10

この冊子で使用するDVという言葉は、
夫婦や恋人など親密な関係にある、
又はあった者からふるわれる暴力
「ドメスティック・バイオレンス」のことを指します。
同性のパートナー間でふるわれる
暴力も対象になります。

これも暴力なのです

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは？

愛し合って暮らし始めた配偶者から、あるいは交際を始めた恋人から、突然、殴られたり蹴られたり、毎日のように「バカ！」などの暴言を吐かれたとしたら…。誰しも目前で起きていることが信じられないことでしょう。

このように、配偶者や恋人、婚約者、同棲相手、元配偶者、以前付き合っていた恋人など親密な関係にある者からふるわれる暴力や暴言などをドメスティック・バイオレンス(DV)といいます。

これも暴力なのです

身体に危害を加える行為だけではなく、暴言を吐く、怒鳴る、長時間無視する、収入が低いと責める、家計を全て管理し必要な費用を渡さない、交友関係を著しく制約するなど暴力になります。DVはこれらの暴力が複雑に絡み合い、繰り返し起きています。

暴力の代表的な形態

身体的暴力

殴る/蹴る/首を絞める/髪を持って引きずり回す/包丁で切りつける/
階段から突き落とす/タバコの火を押し付ける/熱湯をかける 等

精神的(心理的) 暴力

暴言を吐く/脅かす/人格を否定する/無視する/浮気・不貞を疑う/家から締め出す/大事にしているものを壊す/子どもに危害を加えると脅す 等

経済的暴力

生活費を渡さない/借金を重ねる/家計費の使い方を細かく追及する 等

性的暴力

同意のない性的な行為をする/ポルノを見せたり、道具のように扱う 等

社会的暴力 (社会的隔離)

外出や親戚・友人との付き合いを制限する/メールを見たり、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視する 等

その他

暴力をふるう原因をパートナーに転嫁する 等

絶対に暴力は許されません

なぜ、今まで 問題にされなかったのか？

街中で他人同士の間で起こった暴力は、警察に通報され、犯罪として処理されます。しかし、家庭内で起こる暴力は、「このくらいは大したことはない」と、声を上げることをあきらめたり、「自分にも悪いところがあったから」と、自分の被害より、相手の行動や考え方を優先しがちでした。

また、「男らしさ」にとらわれたり、「暴力の被害者は女性である」という社会や被害者自身の思い込みによって、男性が被害を相談できないこともありました。

さらに、被害者が身内に相談しても、「がまんが足りない」、「世間体が悪い」などと言われたり、外部に相談しても、単なる夫婦げんかともみなされることもありました。このため被害が潜在化・長期化し、殺人にまで発展することもありました。

暴力は、最大の人権侵害であり 「犯罪」行為です！

私たちには自分の能力を十分に発揮し、人生を豊かに生きる権利がありますが、こうした権利を侵害し、相手を支配しようとする行為は暴力です。身体的暴力であれ、精神的暴力あるいは性的暴力であれ、暴力はふるう方が悪いのです。人は誰しも、暴力的な環境の中では豊かに生きることはできません。

「暴力はふるう方が悪い」という視点で、身の回りで起きているDVを見直してみる必要があります。

暴力の実態や影響は？

男性の約5人に1人は
配偶者から被害を受けたことがある

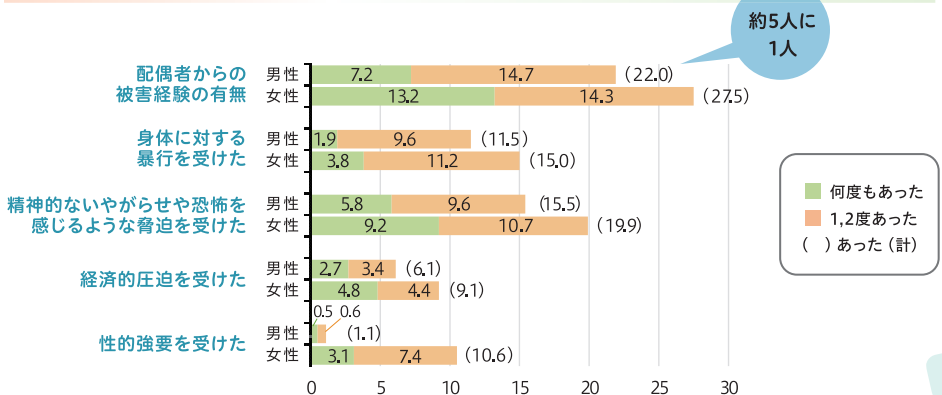
内閣府が2023年に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、次のようになっています。

被害経験があった男性は22.0%で、約5人に1人は配偶者から被害を受けたことがあります。

配偶者から殴ったり、蹴ったりといった「身体に対する暴行を受けた」男性は11.5%で、そのうち約6分の1にあたる1.9%は何度も被害を受けていました。「精神的ないやがらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」男性は15.5%で、そのうち約3分の1にあたる5.8%は何度も被害を受けていました。「経済的圧迫を受けた」男性は6.1%、「性的強要を受けた」男性は1.1%となっています。

[参考] 被害経験があった女性は27.5%で約4人に1人でした。「身体に対する暴行を受けた」女性は15.0%で、そのうち約4分の1にあたる3.8%は何度も被害を受けていました。「精神的ないやがらせや恐怖を感じるような脅迫を受けた」女性は19.9%で、そのうち約2分の1にあたる9.2%は何度も被害を受けていました。「経済的圧迫を受けた」女性は9.1%、「性的強要を受けた」女性は10.6%となっています。

配偶者からの被害経験



回答者 = 配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む）がいる女性1,050人、男性788人

男性の約6割が相談しなかった

しかし、これまでに配偶者から何らかの被害を受けたことのある男性のうち、「どこ(だれ)にも相談しなかった」のは57.2%で、多くの男性が相談しない状況にあります。「友人・知人に相談した」が29.5%、「家族や親戚に相談した」が13.3%となっています。

[参考] 女性は、「どこ(だれ)にも相談しなかった」のは36.3% (約4割)で、「家族や親戚に相談した」が39.8%、「友人・知人に相談した」が38.1%となっています。

広範囲に及ぶ… 心身や生活への影響、子どもへの影響

暴力は、将来への不安や絶望、孤独感、恐怖心、さらには自責の念などにより、被害者の心を深く傷つけます。暴力がトラウマ(心の傷)となり、PTSD(心的外傷後ストレス障害)を引き起こすことも多く、不眠、頭痛、動悸、下痢、胃痛などの身体的症状があらわれることもあります。さらに、傷ついた被害者が自らの命を絶つことや、思い余って加害者を殺害することもあります。

身体的な暴力をふるわれることによるけがは、あざ・打ち身、切り傷をはじめ、火傷、鼓膜や肋骨・脊髄の損傷など様々で、後遺症が残ったり、時として死に至ることもあります。

ほかに、暴力によるけがや身体的・精神的影響が原因で、仕事を続けられなくなったり、人間不信で対人関係に悪影響が出たり、自己評価が低くなるなどの影響もあります。

さらには、子どもの心身にも様々な影響があらわれます。DVを目撃すると情緒不安定になることもあるほか、成長して自らも暴力をふるうようになる危険性も指摘されています。児童虐待防止法では、子どもの前で配偶者やその他の家族などに対し暴力をふるうこと(面前DV)を子どもへの虐待として禁止しています。



悩んでいるあなたへ

安全に、安心して暮らすために

現在、配偶者や恋人から暴力を受けて悩んでいるあなた、「家庭内の問題」だからと自分で解決しようとしていませんか。

長い期間、暴力にさらされた生活をしていると、誰も信じられなくなり、無力感やあきらめ、孤立感を深め、怒りを感じる力さえ失ってしまうことがあります。

DVは、人権侵害であり、命にもかかわる危険な「犯罪」です。誰もが、暴力を受けずに、安全に、安心して暮らす権利を持っています。

一人で悩まないで、まず相談を！

家庭内の暴力を外部に相談することは勇気のいることですが、自分や子どもたちの安全や将来のために援助を求めることは、あなたの大切な権利です。一人で悩まないで、まず相談してください。

県内には、あなたが被害にあっているかもしれない場合のほか、あなたが暴力をふるってしまった場合にも相談できる窓口があります。(10ページ以降をご覧ください。)

男性相談の事例から

県の男性相談窓口には次のような相談が寄せられています。

- 妻は相談者の性格が悪いと言い、そのように育てた親が悪いと親のことも否定する。
- 妻は自分が全て正しいとしており、相談者が家事・育児をしてもやり方が違うとやり直しをさせられる。
- 妻は相談者の収入が少ないと言い、残業やアルバイトを強いられる。妻が相談者の預金口座をすべて管理している。
- 日頃から妻に文句を言われ続け、それに耐えられず妻に手を上げてしまった。

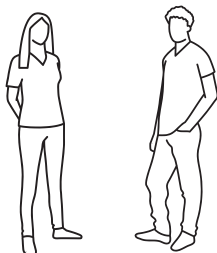
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)とは？

DV防止法の成立

DVが社会問題として取り上げられるようになり、これまで「家庭内のこと」と見過ごされてきた、配偶者やパートナーからの暴力を防止し被害者を保護するため、2001年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。これにより、「法は家庭内に入らず」という従来からの社会通念を打ち破り、家庭内の暴力でも犯罪になることが明確になりました。

その後2004年、2007年に被害者保護の充実を図るために法改正が行われ、2013年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力被害者も適用対象とし、名称も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)と改められました。2020年の法改正では、相互に連携すべき関係機関として児童相談所が追加され、保護の適用対象として、被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。2024年4月に施行された改正法では、保護命令(9ページをご覧ください。)の対象が、「自由、名誉もしくは財産に対する脅迫により、被害者が心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」にも拡大されるなど、保護命令の制度が拡充されました。さらに、2025年12月に施行された改正法では、保護命令における接近禁止命令等の禁止行為にいわゆる「紛失防止タグ」による位置情報の無承諾取得が追加されました。(GPS 機器等による位置情報の無承諾取得はこれまでも禁止行為となっていました。)

神奈川県では、DV防止法及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき策定した「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」により、関係機関と連携・協働して被害者の支援体制を充実させ、誰もが安心して自分らしく暮らすための取組をより一層進めることとしています。「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」は、DV被害を受けた男性や、トランスジェンダーのDV被害者も対象としています。



DV防止法が対象にする 「配偶者からの暴力」とは…

DV防止法では、身体的な暴力だけでなく、精神的、性的な暴力などの心身に有害な影響を及ぼす言動も対象となります。

また、配偶者（事実婚の者を含む。以下同じ。）からの暴力に加え、元配偶者（事実婚の解消後の者を含む。）から離婚（事実婚の解消を含む。）後も引き続き受ける暴力、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）からの暴力も含まれます。

さらに、女性だけでなく男性への暴力や、同性のパートナー間でふるわれる暴力も対象となります。

配偶者暴力相談支援センターとは…

都道府県又は市町村の「配偶者暴力相談支援センター」は、被害者のための種々の相談、心身の健康を回復するための指導などを行います。また、保護命令の利用についての援助や、被害者が自立して生活するための情報提供、助言、関係機関との連絡調整などを行います。

被害者の保護に関する制度は…

被害に気づいた人による「通報」（身体に対する暴力に限ります）

配偶者からの暴力を受けている人に気づいた人は、配偶者暴力相談支援センターや警察に通報するように努めなければなりません。また、業務上、患者に関する事柄について守秘義務のある医師や医療関係者も、被害者の意思を尊重した上で通報することができます。警察官は、通報などにより配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、暴力の制止、被害者の保護など被害の発生を防止するための措置を講じます。

保護命令とは…

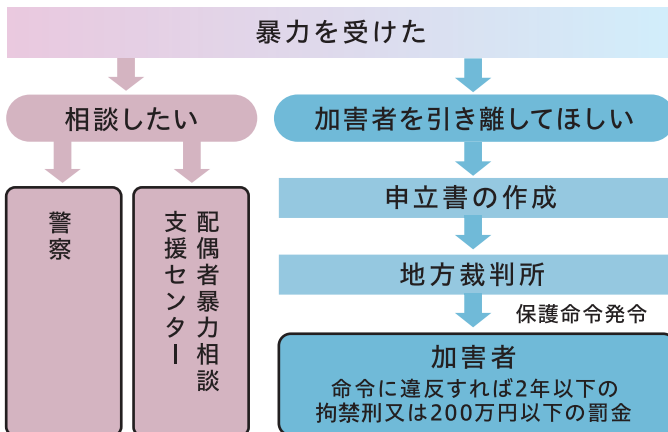
被害者が、配偶者からの身体に対する暴力や、生命、身体、自由、名誉もしくは財産に対する脅迫により、生命や心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、被害者の安全確保のため、地方裁判所は、被害者からの申し立てにより「保護命令」を発令します。

保護命令の申し立ては、警察や配偶者暴力相談支援センターに相談した事実があれば可能です。書類は自分で作成し申し立てできますが、分からない場合は配偶者暴力相談支援センターなどに相談することができます。

保護命令は、申立人に対して発令されます。
その内容は、以下のとおりです。

- ▶ 申立人への接近禁止命令
 - ▶ 申立人と同居する子への接近禁止命令
 - ▶ 申立人の親族等への接近禁止命令
 - ▶ 申立人への電話等禁止命令
(深夜早朝のSNS等の送信、位置情報の無承諾取得など)
 - ▶ 申立人と同居する子への電話等禁止命令
 - ▶ 申立人と共に住む住居からの退去命令
- 1年間
- 原則として
2か月間

法的な流れ



相談窓口のご案内

国の相談窓口

実施機関名	窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
内閣府 ※電話の他、チャットでの相談も可 ※多言語での相談も可(チャットのみ)	DV相談+(プラス)	毎日	24時間 ※チャットは 12:00~22:00	 ご相談はこちら
横浜地方法務局 人権擁護課	インターネット人権相談 受付窓口(メール相談)	毎日	24時間	 ご相談はこちら
	SNS(LINE)による 人権相談	月~金 (祝日・年末年始除く)	8:30~17:15	
	みんなの人権110番			0570-003-110 (ナビダイヤル)

神奈川県警察

最寄りの警察署又は警察総合相談室にご相談ください ※緊急の場合は、110番してください。

加賀町 045-641-0110	泉 045-805-0110	大船 0467-46-0110
山手 045-623-0110	瀬谷 045-366-0110	藤沢 0466-24-0110
磯子 045-761-0110	横浜水上 045-212-0110	藤沢北 0466-45-0110
金沢 045-782-0110	川崎 044-222-0110	茅ヶ崎 0467-82-0110
南 045-742-0110	川崎臨港 044-266-0110	平塚 0463-31-0110
伊勢佐木 045-231-0110	幸 044-548-0110	大磯 0463-72-0110
戸部 045-324-0110	中原 044-722-0110	小田原 0465-32-0110
神奈川 045-441-0110	高津 044-822-0110	松田 0465-82-0110
鶴見 045-504-0110	宮前 044-853-0110	秦野 0463-83-0110
保土ヶ谷 045-335-0110	多摩 044-922-0110	伊勢原 0463-94-0110
旭 045-361-0110	麻生 044-951-0110	厚木 046-223-0110
港南 045-842-0110	横須賀 046-822-0110	大和 046-261-0110
港北 045-546-0110	田浦 046-861-0110	座間 046-256-0110
緑 045-932-0110	横須賀南 046-835-0110	海老名 046-232-0110
青葉 045-972-0110	三崎 046-881-0110	相模原 042-754-0110
都筑 045-949-0110	葉山 046-876-0110	相模原南 042-749-0110
戸塚 045-862-0110	逗子 046-871-0110	相模原北 042-700-0110
栄 045-894-0110	鎌倉 0467-23-0110	津久井 042-780-0110

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
警察総合相談室	毎日	24時間	#9110 又は 045-664-9110


相談窓口のご案内

※全ての窓口で受付日は、年末年始を除きます。

神奈川県配偶者暴力相談支援センター

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
男性被害者相談	月～金（祝日を除く）	9:00～21:00	045-662-4530
DVに悩む男性のための相談	月・木（祝日を除く）	18:00～21:00	045-662-4531

県共生推進本部室

窓口名称	受付曜日	受付時間	
かながわDV相談LINE	月・火・木・土（祝日を除く）	14:00～21:00	ご相談はこちら▶ 

特定非営利活動法人SHIP

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
男性やLGBTQのための電話相談	火	19:00～21:00	045-620-7711

神奈川県人権センター

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
DVに悩む男性のための電話相談	月	11:00～16:00	045-758-0918

横浜市配偶者暴力相談支援センター

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
横浜市DV相談支援センター （電話相談）	月～金（祝日を除く）	9:30～16:30	045-671-4275
	月～金（第4木曜除く）	9:30～20:00	045-865-2040
	土・日・祝日（第4木曜除く）	9:30～16:00	

男女共同参画センター横浜北

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
男性相談員による 男性のための電話相談	第1・第3水曜	19:00～21:00	045-443-7311
	第2土曜	13:00～17:00	

川崎市配偶者暴力相談支援センター

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
川崎市DV相談支援センター （電話相談）	月～金（祝日を除く）	9:30～16:30	044-200-0845

川崎市男女共同参画センター

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
男性のための電話相談	水（祝日を除く）	18:00～21:00	044-814-1080

相模原市配偶者暴力相談支援センター

窓口名称	受付曜日	受付時間	電話番号
相模原市DV相談支援センター （電話相談）	毎日（第4月曜除く）	10:00～17:00 （火・木は18:00まで）	042-772-5990



神奈川県立かながわ男女共同参画センター

〒251-0025 藤沢市鵜沼石上2-7-1 県藤沢合同庁舎2階
電話：0466(27)2111(代) <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/top.html>



私たち一人ひとりの行動が、
未来につながる。

SDGs 未来都市 神奈川県

令和8年6月発行